

京都市勧業館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川 大作

京都市規則第165号

京都市勧業館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市勧業館条例施行規則の一部を次のように改正する。

1,470	円	1,512	円
1,050		1,080	
420		432	
1,890		1,944	
3,150		3,240	
2,310		2,376	
1,837		1,890	
2,100		2,160	
262		270	
2,100		2,160	
892		918	
472		486	
1,050		1,080	
105		108	
52		54	
10,815		11,124	
5,460		5,616	
27,615		28,404	
20,685		21,276	
13,860		14,256	
6,930		7,128	
28,980		29,808	
14,490		14,904	
2,730		2,808	

別表第2 2備考以外の部分中

を

に改める。

1, 470	1, 512
1, 260	1, 296
9, 660	9, 936
4, 830	4, 968
24, 780	25, 488
18, 585	19, 116
12, 390	12, 744
6, 195	6, 372
26, 040	26, 784
13, 020	13, 392
2, 415	2, 484
1, 365	1, 404
1, 155	1, 188

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の京都市勧業館条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(産業観光局商工部産業総務課)